

今回の一連の出来事、この紛争について、先生自身の思うところ、言いたいことっていうことを最後におっしゃっていただけますか。

経営学部の学部執行部の方に言いましたけれども、特任の任用規程に従って正々粛々と手続をしてください。それで採用されなかったならば、それはそれで私は納得します。手続どおりに進めてくださって結構ですということを念を押して言いました。

被告ら代理人

先生は今現在はどこかに奉職されてるんですか。

奉職はしておりません。

例えば非常勤で働いてはるとか、今は無職ですか。

私は社会貢献を人生の柱にしておりますので、公益社団法人日本バリューエンジニアリングの参与として、検証委員会委員であるとか、素晴らしい企業の表彰の委員であるとか、技術情報誌の編集委員長をずっとやってきております。現在も、それをやっております。

それは収入があるんですか。

収入はほとんど無報酬でやっております。

ということは、現在は収入がないということですか。

そうですね。

年金か何かですかね。

はい、年金で生活しております。

端的にお聞きしますけれども、この手続ができなかって、手続にのっからなかったということで訴訟されてるわけですがけれども、井形教授、あるいは池島教授でもいいんですけれども、この一連の過程で、あなた自身の専門科目といたしますか、それが要するに意味がないというか、そういうような指摘がありましたか。

今回の件までは全くありませんでした。

あなたの専攻されてる科目が大経大の経営学部のカリキュラムの編成上、必要がないということの説明があつて、あなたの情報バリュー論とか、そういうもろもろの分について、一連の今回のあなたの特任の採用の手続の中で、学問的に意味がないと、そういうような発言がありましたかという質問になるんです。

中身の議論は全くなかったです。

端的に、それが無意味な学問とか、そんな話はなかったんやね。

いや、その無意味な学問というのが重要な言葉でして、カリキュラム委員会、教授会では議論をさせるというのが重要なんですけど、議論は全くさせてません。

そういうことをさせてもらえなかったと、こうおっしゃりたいわけですね。

(うなづく)

乙第32号証を示す

「人間科学部カリキュラム委員会規程」、これは先生は見たことありますか。

あなたが送ってきて、初めて見ました。

そうすると、大経大には他学部においても、こういうカリキュラム委員会規程なるものが存在していると、そういうことは聞いたことなかったですか。

聞いたことはありません。

先ほど、甲18号証を見ますと、人間科学部の城先生、あなたに支援をされた方だと、こういうお話ございましたね。

あなたが支援しているというふうに解釈しているだけでしょう。

先ほど支援をされた先生方いらっしゃいますかという質問に対して、甲18号証を示されて、城先生を例に出されたでしょう。

そのとおりです。

この人間科学部の城さんのほうから、人間科学部におけるカリキュラム委員会の、その分についての説明なんか聞きましたか、聞いてませんか。

その文書にあるように、カリキュラム委員会という意見は、学部長の判断の参考に期するだけのものであるという説明がありますね。そのとおりだと思います。

人間科学部では、カリキュラム検討委員会規程なるものがあったうんぬんと先ほどあなたが言ったような、そういう説明を城さんから受けたんですか。

それはありません。

あなたは、先ほど甲1号証の9条による授業計画の推薦委員会の提出に関して、井形学部長と協議はなかったと、こういう趣旨で証言されましたね。

そのとおりです。

あなたのほうでは、井形学部長から推薦委員会に授業計画が出せないと、それで、あなたのほうは出してほしいと、こういうやり取りがあったことは承知してはりますね。

承知しております。

これはあなたの理解では、協議にならない。

協議という言葉は、教示する、賛成する、それから成立しないという2つがあるわけですね。協議が成立する、成立しない、今回の件は成立していません。そのときには学部長は推薦委員会に出す責務があるというふうに、そのときは考えておりました。

そのときは考えてたって、今は考え変わってるんですか。

全く変わっていません。彼は責任を果たしていないと思っております。だから、あなたのここで言う協議の意味というのは、要するに、賛成か反対か、そのことをはっきりさせるというのが協議だと、こういう意味ですか。

いわゆる賛成と反対の2つを含めての協議です。

そうしますと、今回、井形学部長がちょっと出せないというふうに言われたことに関して、あなたの理解としては協議を行ったことにならないんですか。

協議ではなくて、特任辞退という一方的なコミュニケーションでした。

ですから、それを協議とは言えないと思います。

あなた、協議とは言えないというふうに理解してはんのね。

はい。

それに関連して、あなたのほうは井形学部長に対して、推薦委員会にともかく書類を出してくれと、こういうふうに言うたことは間違いないですね。

間違いありません。

その結果、井形学部長が推薦委員会の委員長である徳永委員長と相談をされたと、その点も事実としてお認めになりますね。

事実は認めますが、条件付きです。

そういう協議をされたことは認めはんねんね。

はい。

そういう井形学部長が推薦委員会の委員長と、事前といいますか、協議をするということについては、先ほどお示しした甲1号証の9条の③号といいますか、これは意向を聞くということも、協議の上で出したものではないと。徳永委員長に対して、そういうのを受け付けてもらえるかどうかというふうなことを、あなたが要望に基づいて打診といいますか、そういうものも協議の範ちゅうに入らないという理解でいいんですね。

複雑な問い掛けをされますが、彼はその前に、できるだけ掛けられるように努力をすと言って、その翌日に徳永さんにお会いされてるわけです。ですから、その努力をせずにして、すぐに書類の不備か何か知りませんが、持ってくるというのは、学部長として責任ある行為だ

とは思いません。

要するに、結論は協議をしていないと、こういうことですね。

あなたの言葉は複雑すぎて分かりません。申し訳ありません。

経営学部、全国の例を出されて、大経大の経営学部は全国の例にすればま
れというか、先ほどそういうふうなお話がありましたね。

何がまれでしょうか。

大経大が情報論というのを無視してる、今回の経営学部が、それは全国の
例からするとまれだと、先ほど、こうおっしゃったんじゃないですか。そ
れは違うんですか。

あなたは情報の意味を御理解ないから、我々がやってるのは全て情報
なんです。経営学というのも情報ですから、情報の重要性を無視して
論じることはできません。

情報というのは、遵守しないというのは、大経大は全国の経営学部からし
て、おかしいというか、異例だというふうに、あなたは理解してるん違
うんですか。

はい、そのとおりです。

全国の経営学部、あなたの理解で結構ですが、カリキュラムもそれぞれ設
定して学生に授業していくと、各大学が独自にいろんなカリキュラムを作
るということ、これはあなたもお認めになるんでしょうね。

そのとおりです。

そうすると、情報論というのは、あなたの見解では必要だということだけ
ど、大経大としては、そういう情報論も必要ないと、こういう判断をする
こと自体は、あなたの理解では違法なんですか、違法じゃないんですか。

違法か違法ではないかの論理ではなく、経営情報論とかいう情報ネッ
トワーク論は、過去、カリキュラムの改革の項目として設立されたも
のです。ですから、経営学部はその伝統を継いでいるわけですから、

必要な科目であると認識しております。

それはあなたの考え方ですね。

私の考えだけではありません。

誰の考え方ですか。

彼らの上司に当たる当時、北村学部長がカリキュラム改革をされたときに、情報ネットワーク論というもの、情報経営学というものを戦略科目として位置付けられました。私がそれで採用されて、今日に来ておりました。

その決められたものが、あなたは絶対的に変更にならないものだというふうに御理解をしてはるんですか、それとも、時代とともにカリキュラムの編成というのは、変わるというふうに思っはるんですか、どちらですか。

生々発展して変わっていくものですが、本質は変わらないと思います。2011年度より大経大の経営学部教授会は、環境、倫理、再生、国際の科目を増やしていくと、こういうふうに決定をされたということについては、あなたは御承知ですね。

はい。

この中に情報というのが入っていないんですが、先ほどのあなたの話では、時代とともに変わっていくという中で、情報論というのが低位に置かれたというか、そういうふうに学部の方針が変わったんじゃないんですか。

それは全く誤解された解釈を、あなたはしていると思います。じゃないですかという質問です。そうじゃありませんのだったら、そうじゃないとおっしゃっていただいたら結構でございます。

私は環境経営論を担当しておりましたから、環境経営論というの、やはり情報にとっては重要な科目です。

甲第22号証を示す

あなたの陳述書の3ページ、「③ 任期中に担当する授業の時間数」という

ところがございますね。

はい、あります。

これ、あなたが記述されているんですけども、この任期中というのは、いつの時期のことですか。

1997年から退職するまでが一応任期中だと思います。

甲第1号証を示す

どうも規程を見ますと、そうではなくて、あなたを特任にする場合に、特任教授が極端に少ない授業時間数を持つということは、これは特任としては認められない。どうも条文を見ますと、甲1号証では、この任期中というのは3年間の任期中というふうに、あなたは理解をしないのでしょうか。

特任任用ということに限っておけば期間は3年ですから、あなたのおっしゃるとおりです。間違いありません。

そうすると、任期中に担当する授業の時間数が専任教員の実情と比べて、著しく少なくないことと、極端に言うたら、専任教諭が4コマ持っているのを、あなたが3年間にするのが2コマだと、そういうふうに少ないというような場合には特任としては、任用基準を満たさないという規程になっているんですね。

そうですね。

あなたが先ほどの話をされた環境論、あなたが専門かどうか知りませんけど。

専門家だと思ってます。

情報論はそれが不必要だということになると、コマ数が足らなくなるんじゃないですか。

カリキュラムというものは、学部で協議するというのが前提です。ですから、協議してその前提でもって不要であるというふうに学部教授会のメンバーが認めたならば、私の担当科目は減ることになると思います。

ます。

減りますね。

はい。

そうすると、減るということは、とりもなおさず、先ほど見ていただいた任期中に相当する授業の時間数というのが専任に比べて、極めて少ない状況に立ち至るんじゃないでしょうか。

それは検討しないと分かりませんが、仮に、環境経営論というものが協議の上、持ってもいいよということになれば、環境経営論を核にしてゼミ等を持っていけば、いわゆる就業規則の4コマに満たせるかもしれません。私ちょっと今検討しておりませんから、その辺は即答できません。

いずれにしても、あなたの甲22号証の陳述書の3ページ、この文の任期中に担当する授業の時間数についての記述については、あなたが在職中に持った授業数のことを触れられてるんですけれども、これはあなたが特任になった場合のものだということなんで、ここの表現はちょっと的外れのように思うんですけど、あなたはそう思いませんか。

教員は継続性の下にやっております。ですから、継続性の下に担当科目は必要であれば引き継がれていくわけです。今回のあなたの説明のように、突然、不要といったようなことは初めて聞く問題です。

次の問題をお聞きしますけれども、甲1号証を示しますけれども、あなたは、甲1号証の2条によりますと、「次に掲げる者のうち一定の基準をみたした者を特任教員として任用することができる。」となっておりますね。

はい。

「(1) 本学に6年以上勤務し、定年退職した専任教員(『特任教員A』という。)」、これは絶対的な要件といたしますか、6年と、それと定年退職ということが、まず、前提になってるわけですね。

はい。

これに該当しなければ、そもそも特任教員Aの対象者にはならない、これはいいですね。

特任教員の任用規程は、ほかにもあったと思いますから。

甲1号証は、あなたが提出されてるんですけど、あなたに適用される任用規程でしょう。

そうです。

ですから、2条の上に「(対象)」と書いてますでしょう。

はい。

この「(対象)」というのは、今読み上げた、そういう6年、定年退職ということに、該当者が対象になるということは、これはよろしいんでしょう。

はい、よろしいです。

次に、4条で「(任用基準)」というのがあって、これは今の6年以上と定年退職という対象者ですね。

はい。

これについて①から④のものを満たした者ということになるわけですよ。

はい。

そうしますと、「③ 任期中に担当する授業の時間数が、専任教員の実情と比べて著しく少なくないこと。」というのは、この3年間の任期中に、少ない授業時間数を持つ人については、特任になれないということで、これは過去のこととは関係のない条項ということになるんですね。

過去3年といいますが、私は国内留学しておりましたから、11年、12年については、平均コマ数を上回っております。2012年では6.5コマ持っておりました。ですから、この基準を完全にクリアしています。

それじゃ、あなたが特任教員に任用しようという場合に、あなたの受け持つ時間数というのが、専任の人と極端に少ない授業数を持つと、そういうふうな形では任用することができないというような形で規定されているんじゃないんでしょうか。あなたはそういうふうに理解してないんですかと、こういう質問なんです。国内留学とか、そんな関係なしに。

少ないはずはないので。

いや、はずがないとかじゃなくて、あなたは、そう理解をしているかどうかというこの質問なんです。

理解していても、していなくても、今の私の場合は同じなんです。次の質問にいきます。先ほどの人間科学部の城先生の話じゃないですけども、山田先生だとかゴトウ先生、渡辺先生の話が出ましたが、この先生方の中で経営学部の方というのは。

全員が経営学部です。

4人の方が。

はい。

城先生だけ違うわけですね。

人間科学部です。

あなたのほうは、大経大に4つの学部がございますけれども、それぞれ学部ごとに規程を作ったり、そういうことができること、基本的に、それはいいんでしょう。

今あなたは内規のようなことをおっしゃろうと思っているのかと思うんですが、それはおかしい発言ですね。

じゃ、こう聞きましょう。あなたの大学の自治、教授会の自治という言葉聞いたことございますか。

教授会自治、知っております。

それは例えば大経大でいう経済学部と経営学部というのは、それぞれ規程

なんかを独自に作れると、こういうことを教授会の自治と呼んでるんじゃないんですか。理解です。あなたは、そんなん考えることもないんだったら、考えたこともないとおっしゃっていただいて結構なんですけど。

正式な手続の下であれば可能性がありますね。一方的な説明では、それは不条理でしょうね。

一方的なという意味、よく分かんないんだけど、各教授会がそれぞれ違った運用をするということは、教授会自治で認められているんでしょう。

認められております。

したがって、他学部がこうだから経営学部も、こうだということは必ずしも言えないということ、これはお認めになりますか、なりませんか。

一定の倫理上、認められたり、認められなかったりします。教育倫理ですね。

経営学部には、カリキュラム委員会というよりも、検討委員会が正式な名称のようですが、私は便宜上カリキュラム委員会というふうに呼ばせていただきますけれども、この検討委員会というのは、どこが設置してるということになるんですか。

カリキュラム委員会は、学部長が委員を多分指名するんだろうと思います。

設置者はどなたということになるんでしょうか、あなたの理解で結構です。

学部でしょう。

学部ね。

はい。

その設置根拠がどういうところにあるのか、あなた、御存じでしょうか。

知っております。

カリキュラム委員会そのものの設置根拠はどこにあるのか、あなたは御存じですかと、はい、承知してますということですから、どこにあるんでし

よう。

すみません，設置根拠とは何をおっしゃってるのか，もう一度おっしゃってください。

カリキュラム委員会を設置するのは学部が作るんだと，こうお認めになったんでしょう。

はい。

それはどこかに規程とか規則があるんですね。

経営学部では，その規程はないと思います。

規程はない。

はい。

乙第7号証を示す

学則でございます。これの5条を示します。「本大学の各学部に教授会を置く。」「4. 学部教授会は、当該学部に関する次の事項を審議する。」

「(1) 学部の機構、組織ならびに制度に関する事項」，こういう規定があるんですけども，カリキュラム委員会というのは，この1号に該当するんじゃないんですか。

全くしません。

じないという解釈ですか。

はい。

そうすると，カリキュラム委員会というのは教授会で選ぶけれども，そんなもん，根拠もなしに勝手に選んどんやと，こういう理解をあなたがしてるといふことになりますか。

カリキュラム委員会というのは教授会に代替案を示す，その役割を担っています。ですから，あなたがおっしゃってるのは非常に微妙なことをおっしゃってるんですが，正しくカリキュラム委員会の位置付けを説明されて話ししてほしいと思います。

そうしますと、一般的に、学部長からカリキュラム委員会に意見を求めることになってますね。

はい。

俗に言うその意見を求めるのは諮問というやつですけど、諮問に答えてカリキュラム委員会は答申という形で、そのカリキュラム委員会の意見を述べてると、これはそういう形になってることは、あなた、お認めになりますよね。

……………。

どうですか。

……………はい。

認めますね。

はい。

それは表面上、表面上言うたらおかしいけど、カリキュラム委員会に、そういう諮問をして答申を求めるといいんですけども、そもそもカリキュラム委員会というのは、教授会が設置したものなんでしょう。

はい。

これは教授会からそういう諮問に答えるような役割を担わされてる、逆に言うたら付託されていると、こういうことじゃないんですか。

そのとおりです。

あくまでもカリキュラム委員会としての答申というのは、ある意味では教授会の付託を受けたカリキュラム委員会が意見を述べて、集約して学部長に報告してると、そういうことになってるんでしょう。

そこはちょっと違います。

どう違うんですか。

カリキュラム委員会というのは、8名の構成メンバーでしたよね。ところが、学部、教授会メンバーは45名なんです。ですから、学部教

授会のメンバーの総意をくむために、コース別にいろいろ集まりまして、学長であれば学長が投げ掛けたその問題について、いろいろ議論をして、その議論をカリキュラム委員会のメンバーに上げて、そしてカリキュラム委員会が、またそれをクリエート、リファインしまして、学部教授会にも提案をする、そういう機能を担っているわけです。提案されたものを教授会で議論し合って、それを認めるかどうかということによって初めて決まるわけです。

あなたのカリキュラム委員会の説明で、あなたの主張は分かったんですが、そもそもカリキュラム委員会を設置するのは教授会の決議に基づいてるわけだから、教授会の多数の意見を反映して設置されてるんでしょう。

そのとおりですね。

それはあなたたち構成メンバー44名か何か知りませんが、カリキュラム委員会のお仕事を、その都度、教授会でやるのが大変だから意見集約という形で、カリキュラム委員会のほうに審議を付託してるんじゃないんですか。

審議を付託してるのは、全員の総意をいかに吸収するかというプロセスができていませんので、組織上はそうであっても、実態は全員の意見をくむようにはなっておりませんから、システムというものは言葉だけ捉えてはいけないと思います。実態がどうかというのを見られたほうがいいです。

あなたの考え方は分かりました。

私の考え方だけではありません。

次に、テープのことをお聞きしますが、甲11号証、反訳書が出てますけれども、これは井形学部長とのやり取りを録音したものを反訳したと、こういうことですがけれども、この録音について、あなたは井形学部長に録音しますよと、こういうことを言われましたね。

録音するよとは言っておりません。

言っていないんですか。

はい。

そうすると、これは隠し取りをされたということですか。

そのとおりです。

(以上 中村 清貴)

隠し取りをされた方法についておっしゃっていただけますか。どういうふうな方法で録音されたんですか。

社会研究をする上においては、事実データを集めるというのが研究者の使命です。ですからこの事実データを集める、観察するということから、通常的に、録音というのは行っておりますが、今回の件は、私に対して悪意を働いているということが見えておりましたから、録音をしております。

どういう形で録音されたのか、井形学部長と相対してる中で、あなたがポケットに隠しマイクを入れた形でのやり取りをしたのか、別の方法でのやり取りを録音したのか、どちらですか。

ポケットにも何も入れておりません。録音機はあります。それだけです。

ポケット入れないで、どこに入れとったんですか。

棚の上に置いておりました。

棚というのは、どこの棚。

彼の座っている横っちょにありました。

彼の座ってるというのは、場所は。

私の研究室。

研究室の棚のところに。

本棚の上に置いてありました。

本棚の上に、録音機を設置してたということですか。

そのとおりです。

帰ってから、それを止めて、反訳をしたということでございますか。

そのとおりです。

そうすると、この録音をする際に、井形さんのほうに録音しますよと言わなかった理由は、どういうことでしょうか。

それは簡単なことです。2003年から彼らグループの方が、ずっと私に対してパワハラを働き掛けてきたわけです。組織的な人とたたかうときには、自己防衛上、録音せざるを得ないわけです。それだけです。

先ほどあなたが正義感とかいうようなことを、代理人の質問に対して、そうだというようなことをおっしゃってますけれども、あなたが言うハラスメントというのは、具体的には、どういう内容として受けたということをおっしゃりたいんですか。1つの例として、先ほどは好ましくない発言とかいうふうに集約されましたけれども、具体的にどういうふうなことを言われて、あなたの言葉を借りたら、私はにらまれてるとか、具体的な兆候なる事実がありましたら、おっしゃってください。

経営情報論がコースの必須科目であるにもかかわらず、新たな基準、300人を持ってきて、2コマのやつを1コマに減らすというのが、学部執行部、やりました。ほかにもいろいろとあります。

いろいろじゃ分からないんで、そのいろいろを聞きたいんです。それだけでいいですか。

2部の開講科目を、私がスウェーデンのヨーテボリ大学にいるときに、4月に入ってから相談しようと言っているのを、3月ですか、一方的に不開講にして、新たに非常勤講師に振ったりしました。もっと教員の仲間の議論をして決めていく、そういうことが、彼ら執行部には欠

けていたと思います。

要するに、あなたの言いたいのは、あなたの意見が通らないのは、全て私に対しての嫌がらせ、ハラスメントだいうふうに考えてるんじゃないんですか。

そういうことは全くありません。

そういう嫌がらせというか、あなたがされたことに対して、抗議か何かされたんですか、文書か何かで。

しました。

どういう形で。

教授会メンバーに、録音テープで残すなりして、議事録の補助にするとか、そういうふうにしたらというふうなことで、あと、いろんな情報を集めて、それを学外理事の方の御意見を仰いで、何とか経営学部を良くしようということをしました。最後には理事長に相談をしました。しかしこれは、ちょっとこの場では言えません。

相談をしたというのは、文書でしたんですか。

文書と、面接を求めて、やりました。

文書を出したんですか。

出しました。

学長に。

学長ではありません。理事長には出しました。

何ちゅう理事長ですか。

それは言えません。

理事長の名前言えない。

言えません。

もう1つは、文書ではやっていないけれども、教授会での発言が、教授会の議事録に載っていると、こういうことですか、あなたの言いたいのは。文書でやったということ、手渡したんじゃないくて、教授会で発言したので…。

最初のは教授会で議論していただこうと思って、教授会が開かれるまでに見ておいていただいて、議論してもらうための準備資料として、メールボックスに投函しました。

誰の。

学部教授会メンバーです。

全員の。

教授会メンバー全員です。

全員にそれを渡したわけね。

はい。

じゃ、それは今も残ってるんですか。

私は一応、控えを持っております。

今まで、これは証拠には出てませんな。

出しておりません。

つまり端的に言えば、それは抗議のために、私がそういうパワハラか何かを受けてるんで、やめてほしいというようなことは書いてないんやね。要するに、あなたの意見は、教授会はこういうふうにして運営されるのが民主的じゃないかとか、そういうような言葉ですか。

そのとおりです。

それは、そういう発言に対して私はパワハラを受けてるとか、そういうような抗議文の内容にはなってませんね。

パワハラのある文字があるかどうか、記憶にはありません。

それ、重要なことやから。そんなこと記憶ないの。

パワハラのある文字があるかどうかは記憶ありませんが、そういうのを減らすために、議事録は文字情報ですから、音声情報にすれば、雰囲気の場合も伝わるわけですから、補助として録音テープで残すようにすると、そういうのが減らせるでしょうという提案をしました。

今回のことについて、あなたのほうは、ホームページか何かでいろいろ情報発信しておるようですねけれども、これは何のためにやってはるんですか。

それは情報公開することによって、経営学部が良くなるようにということが1つの目的であります。経営学部は、外部からの圧力でない限りは良くなるというふうに、私は信じております。

あなたのほうは、特任教授は駄目だけれども、非常勤講師ではどうかというような意向打診を受けたこと、ありますね。

あります。

それは断られましたね。

はい、断りました。

今日の冒頭に聞きましたけれども、現在、就職をされていないということですねけれども、他大学でも、あなたの論によると、情報というのは非常に重要な科目であるから、全国の経営学部では引く手あまたのようにも思われるんだけれども、そういう就職活動もされてないんですか。

この裁判が終わってから考えます。

原告代理人

まず、担当科目の話になりますけれども、先ほど代表的な科目として、経営情報論、情報ネットワーク論、情報バリューエンジニアリングとありましたけれども、それ以外に、先生のほうで担当可能な科目って、どういうものが挙げられますか。

以前講義しておりましたのは、経営情報実習、情報基礎実習、それからゼミではマーケティングリサーチを教えておりましたので、その分野は数年、ずっとやってきておりましたから、そのとおり、できます。先ほど、環境経営論ですかね、それも担当可能ですか。

それも当然、担当できる科目であります。

それ以外にはありますか。ほかの教授が担当していても結構です。